

福井県医療機関における生産性向上・職場環境整備等支援事業 Q&A

<全般>

Q 1 令和7年度にベースアップ評価料の届出を行った期間は対象となりますか。

A 1 対象となりません。本事業は令和6年度厚生労働省補正予算を財源としているため、令和7年3月31日までにベースアップ評価料の届出を行った医療機関等が対象となります。

Q 2 いつからいつまでの経費が対象となりますか。

A 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの経費が対象となります。ただし、令和8年3月31日までに事業の完了および福井県が実施する検査を完了する必要があります。

Q 3 事業申請にあたりどのような書類が必要となりますか。

A 3 福井県健康福祉部長寿福祉課「訪問看護ステーションにおける生産性向上・職場環境整備等支援事業について」のホームページ内の関係様式のうち、別表3を御確認ください。

Q 4 消費税の仕入れ控除税額の返還等の処理は必要でしょうか。

A 4 ○ 当事業の対象事業として申請いただいた金額のうちに、消費税が含め申請した場合、返還処理が必要となります。

○ 事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税の仕入れ控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告してください。

Q 5 機器の購入や処遇改善を行ったことを証明する書類（領収書等）について、実績報告等の際に添付書類として提出する必要はありますか。

A 5 証拠書類の添付は不要ですが、当該支援事業は会計検査の対象となります。当該帳簿等および書庫書類は、補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後、5年間保管してください。

Q 6 他の補助制度等との併用は可能ですか。

A 6 不可となります。申請時に「福井県医療施設の生産性向上・職場環境整備等支援事業」に対象事業として申請していただく事業に他の補助制度等を活用しない旨の誓約書を御提出いただきます。

Q 7 対象となるベースアップ評価料を教えてください。

A 7 福井県健康福祉部長寿福祉課「訪問看護ステーションにおける生産性向上・職場環境整備等支援事業について」のホームページ内の関係様式のうち、別表1を御確認ください。

<ICT機器等の導入による業務効率化関係>

Q 8 給付金の支給対象となる取組のうち、「ICT機器等の導入による業務効率化」について、具体的にどういった取組みが対象となるか教えてください。

A 8 ○ 導入により施設内の業務効率化に資するICT機器等の導入経費が対象となります。

○ 例えば、タブレット端末、離床センサー、インカム等の機器が想定されますが、これ他の機器以外にも、施設内の業務効率化に資するもの（例：マイナンバーカードのカードリーダー、業務効率化に資する医療機器やロボット等）であれば、幅広く対象となり得ます。

○ また、ソフトウェアなどについても、導入により施設内の業務効率化に資することが認められるものであれば給付の対象となり得ます。

※ただし、既に設置している機器の更新等は対象となりませんのでご注意ください。

Q 9 「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等の導入に附随して導入が必要な設備（Wi-Fi、ルーターなど）や、サービスの導入に伴う発生する毎月の利用料のようなランニングコストなども給付対象となりますか。

A 9 対象となります。ただし、効率化の目的に明らかに合致しない経費や、事業の対象期間外に生じる利用料などについては対象となりません。

※例えば、機器の導入に伴い必要となる利用料の契約期間が、事業の対象

機関外にまたがっている場合には、対象期間分の金額に按分するなどして適切に算出が必要です。

Q10 ICT機器等の導入は、リース契約で導入する場合も対象となりますか。

A10 事業の対象期間内に生じる金額については対象になります。

<タスクシフト／シェアによる業務効率化関係>

Q11 「医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェアによる業務効率化」について、具体的にどういった経費が対象となりますか。

A11 ○ すでに雇用している医師や看護師等の職員の負担軽減のために、新たに医師事務作業補助者や看護補助者などの職員を雇用する際の人件費が対象となります。

○ また、従前から勤務している職員が、

①新たに医師や看護師等の職員の負担軽減に資する業務に配置された場合の人件費

②非常勤職員から常勤職員に雇用形態が変更となり、実質的に新たに職員を配置する場合と同等程度の業務効率化が図られる場合の人件費

③人材派遣・業務委託の経費（これにより新たに人員を配置してタスクシフト／シェアを行う場合の経費）も対象になります。

<給付金を活用した更なる賃上げ関係>

Q12 「給付金を活用した更なる賃上げ」について、具体的にどういった取組みが対象となるのでしょうか。ベースアップ評価料による賃上げは給付金を活用した更なる賃上げとみなせるのでしょうか。

A12 ○ ベースアップ評価料による賃上げを「給付金を活用した更なる賃上げ」とはみなせません。

○ そのため、本給付金を活用して更なる賃上げを行う場合は、既に雇用している職員について、ベースアップ評価料で手当されている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかによる賃上げを行う取組み

が対象になります。

- 単に職員の人事費の基本給部分や定期昇給部分に充当し、上記のベースアップ・手当・一時金などの形で還元されない場合は、給付対象外です。

Q13 「給付金を活用した更なる賃上げ」について、対象職種の定めはあるのでしょうか。

A13 福井県健康福祉部長寿福祉課「訪問看護ステーションにおける生産性向上・職場環境整備等支援事業について」のホームページ内の関係様式のうち、別表2を御確認ください。

Q14 令和5年度にすでに賃上げをし、そのまま維持している場合、令和6年度も賃上げをしているという判断をしてよいでしょうか。

A14 令和5年度の取組みは対象なりません。

Q15 法定福利費等の事業者負担の増加分は、「給付金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか。

A15 ○ 単なる法定福利費等の増加分の支払いは、対象となる取組みに含まれません。

- ただし、ベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組に伴い生じる法定福利費等の事業主負担分の増加分に充当することは可能です。

Q16 訪問看護STとして「みなし指定」を受けた病院・診療所は支援の対象になるのでしょうか。

A16 「みなし指定」を受けて「訪問看護ST」のコードが交付されていれば、「病院・診療所」と「訪問看護ST」のそれぞれ両方で申請することが可能です。

Q17 訪問看護STのサテライト施設は支援の対象になるのでしょうか。

A17 なりません。